

## 三重県経営戦略会議設置要綱

### (目的)

第1条 県政における政策課題に関し、知事が専門的かつ総合的な知見を有する方と意見交換を行うため、三重県経営戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議の委員は、次の事項について意見を述べる。

- (1) 県政展開のあり方に関すること。
- (2) その他、知事が必要と認めた事項に関すること。

### (構成)

第3条 会議は、知事及び知事が選任する委員で構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から令和5年3月31日までとする。

- 2 委員の再任は妨げない。

### (会議)

第5条 会議には座長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 座長は、会議を総理する。
- 3 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (専門委員会)

第6条 会議には、専門の事項について意見の聴取を行うため、専門委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 委員会委員は、知事が選任する。
- 3 会議の委員は、委員会委員を兼ねることができる。
- 4 委員会委員の任期は、選任の日から令和5年3月31日までとする。
- 5 委員会委員の再任は妨げない。
- 6 委員会には必要に応じて委員長を置き、その委員会に所属する委員の互選により決定する。
- 7 委員長は、委員会を総理する。
- 8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員会委員がその職務を代理する。

(運営)

第7条 会議及び委員会は、知事が招集する。

2 会議及び委員会には必要に応じて参考人を招き、意見を聞くことができる。

(報償費等)

第8条 県は、会議の委員及び委員会委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

2 会議の委員及び委員会委員以外の方が、参考人として会議又は委員会に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、戦略企画部企画課において行う。

2 委員会の庶務は、主な担当となる所属において行い、戦略企画部企画課がその事務を補完する。

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議及び委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月23日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月9日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。